

中区公告 第 95 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 7 月 6 日

横浜市中区長 永井 由香

送達を受けるべき者	氏名又は名称	別紙のとおり
送達する書類名	別紙のとおり	
(注意) 地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。		

公示送達 別表

[illegible]